

みらいエコ住宅 2026 事業事務局 殿

みらいエコ住宅 2026 事業 共同事業実施規約 【新築】(特例用)

みらいエコ住宅 2026 事業(以下「本事業」という。)に係る補助金の交付を受けるため、甲(「みらいエコ住宅事業者」として登録を受けた建築事業者又は販売事業者)及び乙(甲と本事業に係る工事請負契約又は不動産売買契約を締結する者)は、事務局が別に定める、共同事業実施規約(以下「本規約」という。)に基づく取り決め事項に同意し、本事業を共同で行うことを届け出ます。

本規約に基づく取り決め事項については、交付申請する新築住宅の種別に応じて、それぞれ下表において区分する別紙において定めるものとします。

甲及び乙は、本規約(別紙を含む)を作成し、署名又は記名押印のうえ、それぞれ1通を保存し、その写しを事務局に提出するものとする。

(表)交付申請する新築住宅に応じた別紙

交付申請する新築住宅	別紙
注文住宅	別紙① 新築注文・分譲用
新築分譲住宅(通常の交付申請に該当)	
新築分譲住宅(条件付交付申請 ^{*1} に該当)	別紙② 新築分譲条件付交付申請用
賃貸住宅	別紙③ 新築賃貸用

*1：分譲住宅において住宅購入者が決定していない時点においても、あらかじめ、補助事業者が補助要件に適合する住宅を登録し行う交付申請

締結日	令和 年 月 日	
【甲】：補助事業者(建築事業者 / 販売事業者) ^{*2}		【乙】：共同事業者(建築主 / 購入者) ^{*3}
事業者名		氏名 <input type="checkbox"/> 死亡 ^{*5} した契約者(本来の共同事業者)の法定相続人である
事業者種別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主	印
個人事業主の場合、必ず✓してください。	<input type="checkbox"/> 【乙】と同一人物ではありません。 ^{*4}	
代表者	印	住所 〒
住所 〒		

契約書の締結者と同じ者が記名及び押印(法人は社印、個人事業主は実印)してください。

*2：本規約に署名する甲の代表者は、必ずしも甲の代表取締役である必要はありません。

*3：本規約に署名する乙が個人であり、本人が自筆の署名をする場合、押印は任意とします。乙が法人である場合は押印が必要です。


*4：甲が個人事業主であり、甲と乙が同一人物である場合、契約を締結したとは認められないため受理することはできません。

*5：死亡したことが確認できる住民票の除票の写し等を交付申請時に添付する必要があります。

みらいエコ住宅 2026 事業 共同事業実施規約・別紙①

交付申請にあたり両者で確認を行っておく事項

【甲】が説明し、【甲】【乙】が同意した内容について【乙】が記入すること。(※が付された項目に記入漏れがある場合、受理されません。)

①補助金の還元方法*	<input type="checkbox"/> (i) 本件契約に係る【乙】の【甲】に対する債務(支払)に充当する方法 <input type="checkbox"/> (ii) 【甲】が【乙】に現金で支払う方法		
②各費用及び想定される補助金の額 ※記載内容に変更が生じた場合は、変更後の内容で再締結し、完了報告時に提出すること			
a) 契約金額*	円		
<small>※①補助金の還元方法が(i)である場合、補助金相当額を差し引く前の金額を記入すること。</small>			
b) 住宅の省エネ性能と補助金額*	<input type="checkbox"/> GX 志向型住宅 : 125万円(地域区分※1~4 地域の場合) 110万円(地域区分※5~8 地域の場合)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 長期優良住宅 : 80万円(地域区分※1~4 地域の場合)※古家の除却が伴う場合100万円 75万円(地域区分※5~8 地域の場合)※古家の除却が伴う場合95万円		
	<input type="checkbox"/> ZEH 水準住宅 : 40万円(地域区分※1~4 地域の場合)※古家の除却が伴う場合60万円 35万円(地域区分※5~8 地域の場合)※古家の除却が伴う場合55万円		
<small>※建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく「地域の区分」による。</small>			
c) 申請手続きに伴い【乙】が【甲】に支払う手数料*	<input type="checkbox"/> 手数料の請求なし <input type="checkbox"/> 手数料の請求あり	金額()円	
<small>※手数料を要する場合、これらの費用について【甲】は【乙】に別途説明を行うこと。 ※記載の手数料の他に、証明書の発行費用や振込手数料等について、その負担が発生する可能性があります。</small>			
③建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベルについて*	<input type="checkbox"/> 【甲】から、省エネ性能ラベルの概要の説明を受け、引渡し時における当該ラベルの配布について取り決めた。		
建築物の省エネ性能表示制度(省エネ性能ラベルの概要)についてはこちら <small>※読み込めない方は、下記 URL よりアクセスしてください。 https://www.mlit.go.jp/shoene-label/</small>			
新築住宅が、長期優良住宅またはZEH水準住宅である場合のみ記入 ④乙の親族【丙】の氏名について	丙①*1*2	フリガナ	
		氏名	
	丙②*1	フリガナ	
		氏名	

*1 : (若者夫婦世帯として申請する場合)

乙自身が若者夫婦世帯に該当する場合、丙①にはその配偶者の氏名を記名すること。(丙②は記名不要)

乙自身が若者夫婦世帯に該当しない場合(乙が若者夫婦世帯と同居する親である場合等)、丙①②には住民票等で同居(単身赴任等による一時的な別居を含む)が確認できる若者夫婦の氏名を記名すること。

*2 : (子育て世帯として申請する場合)

乙が子育てを行う者である場合、丙①には住民票等で同居(留学など一時的な別居を含む)が確認できる子の氏名を1名のみ記名すること。(丙②は記名不要)

みらいエコ住宅 2026 事業 共同事業実施規約・別紙①

甲及び乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認します。

第1条(要件等の確認)

- 甲及び乙は、本補助金の交付規程及び手引き等(以下、「交付規程等」という。)をよく参照し、交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負う。
- 甲及び乙は、以下の①から⑨の全ての事項について、了解する。
 - 本補助金の交付申請が正しく提出されるまでに本補助金の予算が終了した場合、本補助金の交付を受けられないこと。
 - 本補助金の補助対象となる住宅(以下、「本住宅」という。)について、補助対象が重複していない場合を除き、子育てグリーン住宅支援事業補助金を含め国庫補助を財源とする他の補助金との併用は行わないこと。
 - 国及びみらいエコ住宅 2026 事業事務局(以下、「本事務局」といい、国と総称して「事務局等」という。)が前号に違反する疑いがあると認めた場合、事務局等は、併用が疑われる他の補助事業の所管先に対して、本住宅について甲及び乙が提出した本補助金の交付申請(以下、「本交付申請」という。)の情報を提供する場合があること。
 - 交付規程等に反して、若しくは怠慢、虚偽の申告及びその他の不正な手段(以下、「不適切な行為」という。)により、本補助金の交付を受け、又は受けようとしてならないこと。また、相手が不適切な行為を行っている、又は行おうとしていることを知ったときは、直ちに本事務局に報告しなければならないこと。
 - 事務局等が前号に違反する疑いがあると認めた場合、又は本補助金の適正かつ円滑な運営のために必要と認めた場合、事務局等は、本交付申請において本事務局に提出した書類の発行元や本交付申請の関係者(甲、乙及び第8条に規定する丙、甲又は乙の取引先等)に対して、本交付申請の情報を提供し、調査(本住宅への現地確認を含む。)を行うことがあり、甲および乙はこれに協力しなければならないこと。
 - 甲及び乙は、補助事業の完了から本事務局等が交付規程等で定める取得財産等の処分を制限する期間を経過するまで、本事務局の承認なく、本補助金の交付を受けた住宅を、本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、質し付け、担保に供し、取り壊し、又は不当に廃棄した場合、補助金の返還命令の対象となること(本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡又は質し付け等を行う場合を除く。)
 - 事務局等が、本事業の効果検証を行う場合、甲及び乙は事務局等に協力すること。(事務局等が実施するアンケートへの回答を含む)
 - 前各号に違反した場合、本補助金及び他の国庫補助金の交付を受けられないことがあること。
 - 甲から本事務局に提出した乙及び第8条に規定する丙の個人情報の利用、保存及び管理には、(i)住宅省エネ 2026 キャンペーンのプライバシーポリシー及び(ii)本事業のプライバシーポリシーが適用されること。
 - <https://jutaku-shoene2026.mlit.go.jp/privacy/>
 - <https://mirai-eco2026.mlit.go.jp/privacy/>

第2条(申告)

- 甲及び乙は、以下の①及び②に該当しないことを互いに申告する。なお、②については、甲の役員等(実質的に経営に関与する者を含む)が該当しないことを含む。
- 過去、国庫補助金において、不適切な行為により補助金の交付停止や返還等の処分を受け、本事業への参加や補助金の交付に制限を受けている者(団体を含む。)
 - 暴力団若しくは暴力団員である、又は暴力団若しくは暴力団員と不適切な関係にある者
- 2 乙は、以下の①から③の条件を満たすことを甲に申告する。
- 本住宅について、本補助金における他の交付申請及び、子育てグリーン住宅支援事業補助金を含む国費が充当された他の補助金の交付を受けていないこと。
 - 乙及び第8条に規定する丙が、他の交付申請により、自ら居住することを要件とする新築住宅に係る本補助金の交付を受けていないこと。
 - 丙が前項の①及び②に該当しないこと。

第3条(交付申請等)

- 本補助金に係る一切の手続きについて、乙は甲に委託し、甲はこれを受託する。委託を受けた甲は、本規約締結後遅滞なく本補助金の交付申請等の手続きを行い、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。
- 甲は、前項の手続きの受託に伴い乙に手数料(交付申請に必要な書類の取得に要する費用等は含まない。以下、「手数料」という。)及びその他諸費用(振込手数料等)の負担が生じる場合、甲はその内訳をよく説明し、本規約に手数料の金額を明記しなければならない。
 - 甲及び乙は、本規約締結後交付申請が正しく提出されるまでの間、事務局が本補助金のホームページで公表する本事業の執行状況及び予算の執行状況について、随時確認するものとする。
 - 本補助金の交付後であっても、乙は、甲が乙に本住宅の引渡しを行った後速やかに本住宅に入居し、当該事実が確認できる住民票の写しを甲に提出するなど、甲が行う手続きに協力しなければならない。

第4条(本補助金の支払と還元)

- 本補助金は、甲の提出する交付申請に本事務局が交付決定を行った後、以下の①又は②のいずれか早い時期に、本事務局が甲が指定した甲の口座に振込を行うことで交付される。
- 令和8年度末
 - 甲の完了報告が適正に提出されたことを確認した後、本事務局が指定する支払日
- 2 甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに

に以下の①又は②の方法のうち、本規約に署名した際に合意する方法により乙に還元する。

- 1 本件契約に係る乙の甲に対する債務(最終支払に限る。)に充当する方法
- 2 現金で支払う方法(ただし、本件契約に係る代金が精算済みであり、乙の甲に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限り。)
- 3 補助金の還元方法が前項②に定める方法の場合、甲は、補助金の還元時期(遅くとも、甲が補助金の交付を受けた日から2カ月以内の日とする。)を本規約締結時までに乙と合意し、当該還元時期までに補助金相当額の金銭を乙に支払う。
- 4 第2項の規定は、本補助金の還元前に乙が死亡した場合、甲に交付された補助金を乙の本住宅の相続人に、還元することを妨げるものではない。
- 5 本補助金の交付前に甲に破産手続開始決定がなされた場合、事務局は、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。甲及び乙は、甲の破産手続開始決定前であっても、破産手続開始の原因となる事実が生じるおそれがある事務局等が認める場合には、本補助金の支払いを留保する場合があることに同意する。
- 6 甲は、第1項の補助金支払日又は令和9年3月31日(以下、「最終支払日」という。)までに本補助金を受領するために必要な一切の手続きを完了しなければならない。第1項に定める補助金支払日において、事務局等の責によらない事由により甲に本補助金を交付することができない場合、事務局は別途本補助金の受領期限を定めて甲に通知することができる。事務局等が指定した受領期限、又は最終支払日までに本補助金を交付することができない場合には、事務局等は本補助金の交付決定を取り消し、補助金を不交付とすることができるものとし、甲及び乙はこれに同意する。

第5条(本規約の解除)

- 乙は、甲が以下の①～③のいずれかに該当する場合、甲に書面で通知することにより(ただし、合理的な手段により甲に対して通知ができない場合には、本事務局に対して、書面により又は事務局が別途指定する方法によって通知することにより)本規約を解除することができる。
- 1 甲が破産手続開始の申立てを行い、若しくはかかる申立てを行うおそれがあると合理的に乙が判断した場合、又は甲の債権者が甲に対して破産手続開始の申立てを行い、裁判所より破産手続開始決定がなされるおそれがあると乙が合理的に判断した場合
 - 2 甲が事務所、店舗、営業所等をすべて閉鎖した場合、その他甲が事業を継続していることが確認できない場合
 - 3 甲が乙及び事務局等からの連絡に正当な理由なく応答しない場合
- 2 前項に基づき乙が本規約を解除するにあたっては、乙は事前に本事務局に対してその旨を通知し、その指示に従うものとする。
- 3 第1項に基づき乙が本規約を解除した場合には、事務局等は、その裁量により、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。

第6条(本補助金の申請ができない場合等の取り決め)

- 甲及び乙は、以下の①～④に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等をその責めの程度を勘案して負担するものとし、負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わねばならない。
- 1 交付申請が正しく提出される前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合
 - 2 第1条第2項の⑧により本補助金の交付を受けられない場合
 - 3 第2条において虚偽の申告をした場合
 - 4 その他、本事務局が本補助金の交付目的に反すると判断し、本補助金の交付を行わなかった場合
- 2 甲及び乙は、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられないこととなった場合等には、前項の取り決めに従い、損失等の負担の範囲とその方法について、誠実に協議を行うものとする。

第7条(補助金の返還等)

- 第1条第2項の⑧により補助金の交付を受けることができなくなった場合、本事務局は、本交付申請に対して補助金を交付せず、又は本交付申請に対する交付決定を取り消し、交付済みの補助金について、返還を求める。
- 1 甲及び乙は、本補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。
 - 2 事務局等は、第1項に定める本補助金の返還命令、第4条第2項に定める補助金の還元に関する紛争、その他甲及び乙、並びに第三者との間で生じた紛争、並びにその他一切の損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに異議を申し立てないものとする。

第8条(乙の親族等)

- 補助事業が、長期優良住宅又はZEH水準住宅に係るものである場合、乙は、本補助金の交付要件を満たすため、当該住宅に乙と同居する乙の子又は配偶者等(以下、「丙」という。)と共同で本補助金の交付申請を行うことができる。
- 2 乙は、丙を伴う本補助金の交付申請を行う場合、丙を代表して本規約を締結する。また、本規約及び交付規程等が定める丙が果たすべき義務等について、丙が理解し、同意し、及び履行することについて、その全責任を負うものとする。

令和8年3月制定

みらいエコ住宅 2026 事業事務局 殿

みらいエコ住宅 2026 事業 共同事業実施規約 【新築】(特例用)

みらいエコ住宅 2026 事業(以下「本事業」という。)に係る補助金の交付を受けるため、甲(「みらいエコ住宅事業者」として登録を受けた建築事業者又は販売事業者)及び乙(甲と本事業に係る工事請負契約又は不動産売買契約を締結する者)は、事務局が別に定める、共同事業実施規約(以下「本規約」という。)に基づく取り決め事項に同意し、本事業を共同で行うことを届け出ます。

本規約に基づく取り決め事項については、交付申請する新築住宅の種別に応じて、それぞれ下表において区分する別紙において定めるものとします。

甲及び乙は、本規約(別紙を含む)を作成し、署名又は記名押印のうえ、それぞれ1通を保存し、その写しを事務局に提出するものとする。

(表)交付申請する新築住宅に応じた別紙

交付申請する新築住宅	別紙
注文住宅	別紙① 新築注文・分譲用
新築分譲住宅(通常の交付申請に該当)	
新築分譲住宅(条件付交付申請 ^{*1} に該当)	別紙② 新築分譲条件付交付申請用
賃貸住宅	別紙③ 新築賃貸用

*1: 分譲住宅において住宅購入者が決定していない時点においても、あらかじめ、補助事業者が補助要件に適合する住宅を登録し行う交付申請

締結日	令和 8 年 ● 月 ▲ 日
【甲】: 補助事業者(建築事業者 / 販売事業者) ^{*2}	【乙】: 共同事業者(建築主 / 購入者) ^{*3}
事業者名 株式会社みらいエコ住宅	氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 死亡 ^{*5} した契約者(本来の共同事業者)の法定相続人である みらい 次郎
事業者種別 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主 個人事業主の場合、必ず✓してください。	<input type="checkbox"/> 【乙】と同一人物ではありません。 ^{*4}
代表者 住宅 エコ	住所 〒100-xxxx 東京都港区△△町 1-1-1
住所 〒100-9999 東京都千代田区霞が関1丁目2026番1号	

契約書の締結者と同じ者が記名及び押印(法人は社印、個人事業主は実印)してください。

*2: 本規約に署名する甲の代表者は、必ずしも甲の代表取締役である必要はありません。

*3: 本規約に署名する乙が個人であり、本人が自筆の署名をする場合、押印は任意とします。乙が法人である場合は押印が必要です。

*4: 甲が個人事業主であり、甲と乙が同一人物である場合、契約を締結したとは認められないため受理することはできません。

*5: 死亡したことが確認できる住民票の除票の写し等を交付申請時に添付する必要があります。

みらいエコ住宅 2026 事業 共同事業実施規約・別紙①

交付申請にあたり両者で確認を行っておく事項

【甲】が説明し、【甲】【乙】が同意した内容について【乙】が記入すること。(※が付された項目に記入漏れがある場合、受理されません。)

①補助金の還元方法*	<input checked="" type="checkbox"/> (i) 本件契約に係る【乙】の【甲】に対する債務(支払)に充当する方法 <input type="checkbox"/> (ii) 【甲】が【乙】に現金で支払う方法		
②各費用及び想定される補助金の額 ※記載内容に変更が生じた場合は、変更後の内容で再締結し、完了報告時に提出すること			
a) 契約金額*	50,000,000 円 ※①補助金の還元方法が(i)である場合、補助金相当額を差し引く前の金額を記入すること。		
b) 住宅の省エネ性能と補助金額*	<input type="checkbox"/> GX 志向型住宅 : 125万円(地域区分※1~4 地域の場合) 110万円(地域区分※5~8 地域の場合)		
	<input type="checkbox"/> 長期優良住宅 : 80万円(地域区分※1~4 地域の場合)※古家の除却が伴う場合100万円 75万円(地域区分※5~8 地域の場合)※古家の除却が伴う場合95万円		
	<input checked="" type="checkbox"/> ZEH 水準住宅 : 40万円(地域区分※1~4 地域の場合)※古家の除却が伴う場合60万円 35万円(地域区分※5~8 地域の場合)※古家の除却が伴う場合55万円 ※建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく「地域の区分」による。		
c) 申請手続きに伴い【乙】が【甲】に支払う手数料*	<input checked="" type="checkbox"/> 手数料の請求なし <input type="checkbox"/> 手数料の請求あり 金額()円 ※手数料を要する場合、これらの費用について【甲】は【乙】に別途説明を行うこと。 ※記載の手数料の他に、証明書の発行費用や振込手数料等について、その負担が発生する可能性があります。		
③建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベルについて*	<input checked="" type="checkbox"/> 【甲】から、省エネ性能ラベルの概要の説明を受け、引渡し時における当該ラベルの配布について取り決めた。 建築物の省エネ性能表示制度(省エネ性能ラベルの概要)についてはこちら ※読み込めない方は、下記 URL よりアクセスしてください。 https://www.mlit.go.jp/shoene-label/		
新築住宅が、長期優良住宅または ZEH 水準住宅である場合のみ記入 ④乙の親族【丙】の氏名について	丙①*1*2	フリガナ	ミライ ハナコ
		氏名	みらい 花子
	丙②*1	フリガナ	
		氏名	

*1 : (若者夫婦世帯として申請する場合)

乙自身が若者夫婦世帯に該当する場合、丙①にはその配偶者の氏名を記名すること。(丙②は記名不要)

乙自身が若者夫婦世帯に該当しない場合(乙が若者夫婦世帯と同居する親である場合等)、丙①②には住民票等で同居(単身赴任等による一時的な別居を含む)が確認できる若者夫婦の氏名を記名すること。

*2 : (子育て世帯として申請する場合)

乙が子育てを行う者である場合、丙①には住民票等で同居(留学など一時的な別居を含む)が確認できる子の氏名を1名のみ記名すること。(丙②は記名不要)

みらいエコ住宅 2026 事業 共同事業実施規約・別紙①

甲及び乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認します。

第1条(要件等の確認)

- 甲及び乙は、本補助金の交付規程及び手引き等(以下、「交付規程等」という。)をよく参照し、交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負う。
- 甲及び乙は、以下の①から⑨の全ての事項について、了解する。
 - 本補助金の交付申請が正しく提出されるまでに本補助金の予算が終了した場合、本補助金の交付を受けられないこと。
 - 本補助金の補助対象となる住宅(以下、「本住宅」という。)について、補助対象が重複していない場合を除き、子育てグリーン住宅支援事業補助金を含め国庫補助を財源とする他の補助金との併用は行わないこと。
 - 国及びみらいエコ住宅 2026 事業事務局(以下、「本事務局」といい、国と総称して「事務局等」という。)が前号に違反する疑いがあると認めた場合、事務局等は、併用が疑われる他の補助事業の所管先に対して、本住宅について甲及び乙が提出した本補助金の交付申請(以下、「本交付申請」という。)の情報を提供する可能性があること。
 - 交付規程等に反して、若しくは怠慢、虚偽の申告及びその他の不正な手段(以下、「不適切な行為」という。)により、本補助金の交付を受け、又は受けようとしてならないこと。また、相手が不適切な行為を行っている、又は行おうとしていることを知ったときは、直ちに本事務局に報告しなければならないこと。
 - 事務局等が前号に違反する疑いがあると認めた場合、又は本補助金の適正かつ円滑な運営のために必要と認めた場合、事務局等は、本交付申請において本事務局に提出した書類の発行元や本交付申請の関係者(甲、乙及び第8条に規定する丙、甲又は乙の取引先等)に対して、本交付申請の情報を提供し、調査(本住宅への現地確認を含む。)を行うことがあり、甲および乙はこれに協力しなければならないこと。
 - 甲及び乙は、補助事業の完了から本事務局等が交付規程等で定める取得財産等の処分を制限する期間を経過するまで、本事務局の承認なく、本補助金の交付を受けた住宅を、本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、質し付け、担保に供し、取り壊し、又は不当に廃棄した場合、補助金の返還命令の対象となること(本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡又は質し付け等を行う場合を除く。)
 - 事務局等が、本事業の効果検証を行う場合、甲及び乙は事務局等に協力すること。(事務局等が実施するアンケートへの回答を含む)
 - 前号に違反した場合、本補助金及び他の国庫補助金の交付を受けられないことがあること。
 - 甲から本事務局に提出した乙及び第8条に規定する丙の個人情報の利用、保存及び管理には、(i)住宅省エネ 2026 キャンペーンのプライバシーポリシー及び(ii)本事業のプライバシーポリシーが適用されること。
 - <https://jutaku-shoene2026.mlit.go.jp/privacy/>
 - <https://mirai-eco2026.mlit.go.jp/privacy/>

第2条(申告)

- 甲及び乙は、以下の①及び②に該当しないことを互いに申告する。なお、②については、甲の役員等(実質的に経営に関与する者を含む)が該当しないことを含む。
- 過去、国庫補助金において、不適切な行為により補助金の交付停止や返還等の処分を受け、本事業への参加や補助金の交付に制限を受けている者(団体を含む。)
 - 暴力団若しくは暴力団員である、又は暴力団若しくは暴力団員と不適切な関係にある者
- 2 乙は、以下の①から③の条件を満たすことを甲に申告する。
- 本住宅について、本補助金における他の交付申請及び、子育てグリーン住宅支援事業補助金を含む国費が充当された他の補助金の交付を受けていないこと。
 - 乙及び第8条に規定する丙が、他の交付申請により、自ら居住することを要件とする新築住宅に係る本補助金の交付を受けていないこと。
 - 丙が前項の①及び②に該当しないこと。

第3条(交付申請等)

- 本補助金に係る一切の手続きについて、乙は甲に委託し、甲はこれを受託する。委託を受けた甲は、本規約締結後遅滞なく本補助金の交付申請等の手続きを行い、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。
- 甲は、前項の手続きの受託に伴い乙に手数料(交付申請に必要な書類の取得に要する費用等は含まない。以下、「手数料」という。)及びその他諸費用(振込手数料等)の負担が生じる場合、甲はその内訳をよく説明し、本規約に手数料の金額を明記しなければならない。
 - 甲及び乙は、本規約締結後交付申請が正しく提出されるまでの間、事務局が本補助金のホームページで公表する本事業の執行状況及び予算の執行状況について、随時確認するものとする。
 - 本補助金の交付後であっても、乙は、甲が乙に本住宅の引渡しを行った後速やかに本住宅に入居し、当該事実が確認できる住民票の写しを甲に提出するなど、甲が行う手続きに協力しなければならない。

第4条(本補助金の支払と還元)

- 本補助金は、甲の提出する交付申請に本事務局が交付決定を行った後、以下の①又は②のいずれか早い時期に、本事務局が甲が指定した甲の口座に振込を行うことで交付される。
- 令和8年度末
 - 甲の完了報告が適正に提出されたことを確認した後、本事務局が指定する支払日
- 2 甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに

以下に①又は②の方法のうち、本規約に署名した際に合意する方法により乙に還元する。

- 1 本件契約に係る乙の甲に対する債務(最終支払に限る。)に充当する方法
- 2 現金で支払う方法(ただし、本件契約に係る代金が精算済みであり、乙の甲に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限り。)
- 3 補助金の還元方法が前項②に定める方法の場合、甲は、補助金の還元時期(遅くとも、甲が補助金の交付を受けた日から2カ月以内の日とする。)を本規約締結時までに乙と合意し、当該還元時期までに補助金相当額の金銭を乙に支払う。
- 4 第2項の規定は、本補助金の還元前に乙が死亡した場合、甲に交付された補助金を乙の本住宅の相続人に、還元することを妨げるものではない。
- 5 本補助金の交付前に甲に破産手続開始決定がなされた場合、事務局は、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。甲及び乙は、甲の破産手続開始決定前であっても、破産手続開始の原因となる事実が生じるおそれがあるとして事務局等が認める場合には、本補助金の支払いを留保する可能性があることに同意する。
- 6 甲は、第1項の補助金支払日又は令和9年3月31日(以下、「最終支払日」という。)までに本補助金を受領するために必要な一切の手続きを完了しなければならない。第1項に定める補助金支払日において、事務局等の責によらない事由により甲に本補助金を交付することができない場合、事務局は別途本補助金の受領期限を定めて甲に通知することができる。事務局等が指定した受領期限、又は最終支払日までに本補助金を交付することができない場合には、事務局等は本補助金の交付決定を取り消し、補助金を不交付とすることができるものとし、甲及び乙はこれに同意する。

第5条(本規約の解除)

乙は、甲が以下の①～③のいずれかに該当する場合、甲に書面で通知することにより(ただし、合理的な手段により甲に対して通知ができない場合には、本事務局に対して、書面により又は事務局が別途指定する方法によって通知することにより)本規約を解除することができる。

- 1 甲が破産手続開始の申立てを行い、若しくはかかる申立てを行うおそれがあると合理的に乙が判断した場合、又は甲の債権者が甲に対して破産手続開始の申立てを行い、裁判所より破産手続開始決定がなされるおそれがあると乙が合理的に判断した場合
 - 2 甲が事務所、店舗、営業所等をすべて閉鎖した場合、その他甲が事業を継続していることが確認できない場合
 - 3 甲が乙及び事務局等からの連絡に正当な理由なく応答しない場合
- 2 前項に基づき乙が本規約を解除するにあたっては、乙は事前に本事務局に対してその旨を通知し、その指示に従うものとする。
- 3 第1項に基づき乙が本規約を解除した場合には、事務局等は、その裁量により、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。

第6条(本補助金の申請ができない場合等の取り決め)

甲及び乙は、以下の①～④に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等をその責めの程度を勘案して負担するものとし、負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わねばならない。

- 1 交付申請が正しく提出される前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合
 - 2 第1条第2項の⑧により本補助金の交付を受けられない場合
 - 3 第2条において虚偽の申告をした場合
 - 4 その他、本事務局が本補助金の交付目的に反すると判断し、本補助金の交付を行わなかった場合
- 2 甲及び乙は、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられないこととなった場合等には、前項の取り決めに従い、損失等の負担の範囲とその方法について、誠実に協議を行うものとする。

第7条(補助金の返還等)

第1条第2項の⑧により補助金の交付を受けることができなくなった場合、本事務局は、本交付申請に対して補助金を交付せず、又は本交付申請に対する交付決定を取り消し、交付済みの補助金について、返還を求める。

- 1 甲及び乙は、本補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。
- 2 事務局等は、第1項に定める本補助金の返還命令、第4条第2項に定める補助金の還元に関する紛争、その他甲及び乙、並びに第三者との間で生じた紛争、並びにその他一切の損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに異議を申し立てないものとする。

第8条(乙の親族等)

補助事業が、長期優良住宅又はZEH水準住宅に係るものである場合、乙は、本補助金の交付要件を満たすため、当該住宅に乙と同居する乙の子又は配偶者等(以下、「丙」という。)と共同で本補助金の交付申請を行うことができる。

- 1 乙は、丙を伴う本補助金の交付申請を行う場合、丙を代表して本規約を締結する。また、本規約及び交付規程等が定める丙が果たすべき義務等について、丙が理解し、同意し、及び履行することについて、その全責任を負うものとする。

令和8年3月制定